

# 宿泊約款

作成日 令和3年1月10日

## (適用範囲)

- 第1条 当ホテル（館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテル（館）が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## (宿泊契約の申込み)

- 第2条 当ホテル（館）に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテル（館）に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- (4) その他当ホテル（館）が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル（館）は、その申し出がなされた時点で新たに宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテル（館）が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテル（館）が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、基本宿泊料を当ホテル（館）が定める申込金として、当ホテル（館）が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序に充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテル（館）が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテル（館）がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテル（館）は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテル（館）が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第5条 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次にイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当ホテル（館）に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテル（館）は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテル（館）が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテル（館）が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテル（館）が宿泊客に告知したときに限りません。
3. 当ホテル（館）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテル（館）の契約解除権）

第7条 当ホテル（館）は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除します。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公的秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 館内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル（館）が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテル（館）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテル（館）のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテル（館）が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテル（館）の客室を使用できる時間は、午後 3時から翌朝 10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテル（館）は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、客室料相当額の30%
- (2) 超過6時間までは、客室料相当額の50%
- (3) 超過6時間以上は、客室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル（館）内においては、当ホテル（館）が定めてホテル（館）内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテル（館）の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：  
イ フロントサービス 7:00～翌日 1:00
- (2) 飲食等（施設）サービス時間：  
イ 朝食 7:00～9:00  
ロ 夕食 18:00～21:00  
ハ その他の飲食等
- (3) 附帯サービス施設時間 7:00～23:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨（円）又は当ホテル（館）が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル（館）が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテル（館）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテル（館）の責任）

第13条 当ホテル（館）は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はこれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテル（館）の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテル（館）は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第14条 当ホテル（館）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテル（館）は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテル（館）の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託品等の取扱い）

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテル（館）は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテル（館）がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル（館）は10万円を限定としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル（館）内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品について、フロントにお預けにならなかったものについて、紛失及び毀損等の損害が発生した場合、当ホテル（館）では一切関知しません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル（館）に到着した場合は、その到着をホテル（館）に事前連絡をし、当ホテル（館）が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル（館）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテル（館）は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテル（館）の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテル（館）の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテル（館）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテル（館）が損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル（館）に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条 別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

内訳		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（及び室料 + 朝食等の飲食料））
		② サービス料
	追加料金	③ 追加飲食（①に含まれるものを除く）
		④ サービス料
税金	消費税	

備考 1 基本宿泊料は店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

2 子供料金は別表第2のとおりとします。

別表第2 子供料金の内訳

内訳	
満0歳～未就学	基本宿泊料の 0% (無料)
小学生	基本宿泊料の 75%

別表第3 違約金 (第6条第2項関係)

契約解除の 通知を 受けた日		不 泊	当 日	前 日	7 日 前	14 日 前
一般	5名まで	100%	100%	80%	20%	20%
団体	6～14名まで	100%	100%	80%	20%	20%
	15名以上	100%	100%	80%	20%	20%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

尚、外部サイトからの予約には適応致しません。  
 直接予約(ホームページ、電話予約)に限ります。

## 御前崎グランドホテル利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全確保の為、宿泊約款第10条にもとづき、下記の禁止事項をお守りいただく事になっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により宿泊のご継続及び館内諸施設の利用をお断りします。

- (1) 客室を宿泊および飲食以外の目的でご利用しないこと。
- (2) 館内に許可なくして飲食物を持込みに、又は外部から出前をおとりにならないこと。
- (3) 廊下および客室内でアイロンおよび暖房用、炊事用などの火器を使用しないこと。
- (4) 窓の施錠を操作して開放しないこと。
- (5) みだりに外来客を客室内に招き諸設備および諸物品を使用させたりしないこと。
- (6) 館内および客室内の備品を所定の場所からみだりに移動しないこと。
- (7) 館内および客室内をホテルの許可なく変更するような加工をしないこと。
- (8) 館内には次に掲げているものを持込しないこと。
  - イ ペット類（但し、盲導犬は除く）
  - ロ 悪臭を発するもの
  - ハ 常識的な量をこえる物品
  - ニ 危険物
  - ホ 発火又は引火しやすい火薬、揮発油類等
- (9) 館内および客室内で高声、放歌及び喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりしないこと。
- (10) 館内及び客室内でとばくや公序良俗に反する行為をしないこと。
  - (11) 館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売をしないこと。
  - (12) 廊下やロビーなどに所持品を放置しないこと。
  - (13) 現金、貴重品等はフロントの金庫へお預けください。万一、室内における紛失、盗難等はホテルでは責任を負いかねます。
  - (14) お忘れ物、遺失品の処理は、法令に基づいてお取り扱いします。